

南信州広域連合議会  
全 員 協 議 会

令和4年11月14日

南信州広域連合事務局

# 全 員 協 議 会

令和4年11月14日

南信州広域連合事務局

# 南信州広域連合議会 全員協議会会議録

令和4年11月14日（月） 午後2時59分 開議

1. 開会

2. 議長あいさつ

3. 広域連合長あいさつ

4. 報告・協議事項

（1）南信州広域連合議会オンライン会議への議員の出席に関する要綱の制定について

5. 閉会

## 南信州広域連合議会 全員協議会

日 時 令和4年11月14日（月） 午後2時59分～午後3時12分  
場 所 エス・バード ホール  
出席者 河本議員、片桐議員、平澤議員、中森議員、後藤（章）議員、中島議員、熊谷（美）議員、後藤（和）議員、福沢（敏）議員、宮澤議員、吉田議員、大嶋議員、栗生副議長、伊藤議員、三浦議員、岩口議員、小平議員、中平議員、間瀬議員、黒澤議員、清水（優）議員、福澤（克）議員、竹村議員、古川議員、木下議員、山崎議員、新井議員、清水（勇）議員、永井議員、井坪議長、原議員、佐藤広域連合長、下平副広域連合長、市瀬医療福祉専門部会長、高田副管理者、吉川事務局長、小椋事務局次長兼総務課長、伊藤地域医療福祉連携課長、飯田環境センター事務長、有賀消防長、北澤消防次長兼総務課長、伊藤書記長、野牧事務局総務課広域振興係長、松澤事務局総務課庶務係

1. 開 会
2. 議長あいさつ
3. 広域連合長あいさつ
4. 報告・協議事項

No	項 目 名	資料	頁
1	南信州広域連合議会オンライン会議への議員の出席に関する要綱の制定について …資料による説明（伊藤書記長）	1	5

5. 閉 会

## 1. 開 会

午後 2 時 5 9 分

(井坪議長) それでは、ただいまから全員協議会を開催いたします。  
本日の全員協議会は、先ほど可決いただきました委員会条例と会議規則に従って今定例会より委員会等でのオンライン会議の対応が可能となるように、今回の協議事項につきましては、本件に限って協議をいただくことといたしました。その他の案件につきましては、11月30日の全員協議会にて説明を願う予定でありますので、よろしくお願いいたします。

## 2. 議長あいさつ

(井坪議長) 全員協議会の開催に当たり、一言申し上げます。  
御覧のとおり山々の紅葉が真っ盛りとなりまして、まさに「山燃ゆる」、「山粧う」、その言葉がぴったりの季節となりました。同時に南信州を代表する市田柿、これの“柿のれん”が農家のあちこちに見える、そんな時期となりました。  
そうした秋の風物詩がそろそろ前の去る11月6日に伊那市長谷の三峰川にある美和ダムに建設されましたストックヤード施設の完成式に南信州広域連合議会を代表して出席してまいりました。  
この美和ダムに建設されたストックヤード施設というのは、ダム内に堆積する土砂を抑制して、それから洪水を調整する機能を保全することを目的として整備されたものだと思います。この工事というのは、国内初だと思います。ストックヤードとともに土砂をバイパスで排出する施設も建設されまして、三峰川のみならず、本流となる天竜川の治水にも大きく貢献するものというふうに期待される場所があります。  
今後は、天竜川のさらなる長期的な治水に関する目標の達成に向けまして、天竜川の支流の中でも最も規模の大きな三峰川の洪水調整施設として、美和ダムの上流に一度は計画されたものの、当時の某県知事の判断により中止となったその戸草ダムの建設が期待されることだと思います。  
下流域であります飯田下伊那におきましても、佐藤広域連合長が副会長として、また、天竜川流域の飯田下伊那の町村長も加盟する三峰川総合開発促進期成同盟会、これを通じまして、総合的な天竜川水系の河川整備の計画の促進がさらに求められるところでございます。  
特に最近では、数百年あるいは数十年に一度と言われる豪雨が毎年のように続きまして、いわば気候危機とでもいえるような状況でございます。こうした自然災害の差し迫った状況を広域で、そして伊那谷で考える必要性を先日の美和ダムのストックヤード施設の完成式典を通じて考えた次第でございます。  
以上、全員協議会に当たりましてのあいさつといたします。

## 3. 広域連合長あいさつ

(井坪議長) 次に、広域連合長にごあいさつを願うことといたします。  
佐藤広域連合長。  
(佐藤広域連合長) 特別用意はしていないんですけれども、美和ダムの完成式典に私も参加をいたしましたけれども、その際に、今、議長からありましたように、戸草ダムの建設について話題になりました。

この戸草ダムにつきましては、三峰川の上流域の対策ということであるわけですが、その三峰川を制する者は天竜川を制するというふうに言われているとおり、これ、我々下流域の者にとっても非常に重要なダムということになるかと思えます。

飯田市内でいいますと、川路・龍江の治水対策事業というのが、大規模に行われましたけれども、その計画の盛土の高さというのは、戸草ダムがあるという前提で造られています。

そういったこともありまして、今般の国から示されました1,000年に一度の浸水予想、ハザードマップを見た皆さんが、やはりここは戸草ダムを改めて建設していただかないと流域の安全は確保できない、そういうお話、関心を持っていただいていますので、これは上伊那の話と思わずに、天竜川流域全体の話として我々もしっかり戸草ダム建設に向けて活動をしていかなければいけないというふうに思っています。議員の皆様にもぜひそういった御理解をいただきまして、共に活動をしていただきますようによりしくお願いをいたします。

(井坪議長) 発言の申出がない中、大変失礼いたしました。ありがとうございました。

#### 4. 報告・協議事項

##### (1) 南信州広域連合議会オンライン会議への議員の出席に関する要綱の制定について

(井坪議長) それでは、(1)南信州広域連合議会オンライン会議への議員の出席に関する要綱の制定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

伊藤書記長。

(伊藤書記長) 南信州広域連合議会オンライン会議への議員の出席に関する要綱(案)について御説明いたします。

資料ナンバー1を御覧ください。

第1条、目的は、本要綱において、先ほど本会議で議決いただきました改正委員会条例、改正会議規則に基づき、オンラインによる方法で議員の会議出席等に当たり、必要な事項を定めるものでございます。

第2条、基本原則は、オンライン会議の開催に当たり、議長または委員長が適切な情報セキュリティ対策を講じること、議事の公開要請への配慮を行うこと、議員の本人確認や自由な意思表示の確保に配慮することを定めるものでございます。

第3条、オンライン会議の出席の申出は、第1項でオンラインによる方法での会議出席を希望する議員の申出の期限や申出方法を定め、第2項で議員からの申出を受け、議長等が許可、不許可を決定することを定めるものでございます。

第4条、開催宣告は、オンラインによる方法で会議に出席する議員氏名と会議が定足数を満たしている旨、議長等が宣告する旨を定めるものでございます。

第5条、オンライン環境の確保は、議員や参考人、請願の紹介議員等がオンラインによる方法で会議に出席する場合、静寂な個室等から出席し、自身以外の者を入室させないようにすること等を定めるものでございます。

第6条、配付資料は、オンライン出席議員が当日資料配付を行おうとする場合の資料提出期限等を定めるものでございます。

第7条、発言は、オンライン出席議員がオンラインであることに鑑み、明瞭かつほか

の議員に聞き取れるよう発言することを定めるものでございます。

第8条、オンライン出席議員の会議への出席の取扱いは、第1項で議長等が会議開会前に議員が本人であることを確認することを定め、第2項でオンライン出席議員が映像または音声のどちらかが送受信できており、意思表示を行うことができる場合は、出席しているものとするを定めるものです。第3項は、映像及び音声のいずれも送受信できないときは、退席したものとするを定めるものでございます。第4項は、オンライン出席議員が退席とみなされたことにより、会議の定足数を満たさなくなった場合、議長等が会議を休憩し、オンライン出席議員に通信の復旧を促すことを定めるものでございます。

第9条、議事整理及び秩序保持は、第1項は正副議長または正副委員長は、議事進行のため、原則として会議を招集する場所に出席する旨を定めるものでございます。第2項は、議長または委員長が会議室に出席できないときは、副議長または副委員長が職務を行い、正副議長、正副委員長ともに会議室に出席できない場合は、会議室に出席している年長議員が議長または委員長の職務を行うことを定めるものでございます。第3項は、オンライン出席議員の退場措置を定めるもの、第4項は仮議長が選任されている場合、仮議長が議長の職務を行うことを定めるものでございます。第5項は、議長、委員長を含め、全員がオンラインで出席する会議の場合に、第2項の規定と同様に議長または委員長の職務代理者を副議長、副委員長または年長議員とすることを定めるものでございます。

第10条、オンライン会議における表決は、第1項でオンライン会議では、挙手による表決を行うことと等を定め、第2項でオンライン出席議員の賛否表示できない場合に表決に参加できないことについて定めるものでございます。第3項で、オンライン会議においては、投票による表決、選挙は行わないとするものでございます。

第11条、会議録は、会議録作成に当たってオンライン出席議員の表記の方法を定め、第12条、費用弁償は、オンライン出席議員には、費用弁償としての旅費は支給しないことを定めるものでございます。

第13条は、要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が定めるものとするものでございます。

附則は、施行期日を定めるもので、改正条例、改正規則の施行を受け、今定例会会期中に開催される各常任委員会から適用できるように期日を定めたいと存じます。

様式第1号を御覧ください。

様式第1号は、会議へのオンライン出席申出書であり、オンラインによる方法で会議に出席を希望する議員が、議長または常任委員長に申出を行うための様式でございます。

説明は以上です。

(井坪議長) 説明が終わりました。御質疑はございませんか。

よろしいでしょうか。

(「なし」との声あり)

(井坪議長) なければ、説明のとおり、確認することに御異議はございませんか。

(「異議なし」との声あり)

(井坪議長) 御異議なしと認めます。

よって、南信州広域連合議会オンライン会議への議員の出席に関する要綱の制定につ

いては、説明のとおり確認することといたします。

---

(井坪議長) その他、何かこの際ですが、ございませんか。  
執行機関側ございませんか。

## 5. 閉 会

---

(井坪議長) ないようでございますので、以上をもちまして、本日の全員協議会を閉会といたします。  
御苦労さまでした。

---

閉 会 午後 3 時 1 2 分